

令和4年度
富士市子どもの権利救済委員
活動報告書

富士市子どもの権利救済委員

目 次

I 子どもの権利救済委員からのメッセージ	1
II 子どもの権利の救済について	
1 富士市子どもの権利条例	3
2 富士市子どもの権利救済委員と相談窓口	3
3 相談体制等	3
4 相談・救済の流れ	5
III 相談・活動状況について	
1 相談の状況	6
2 活動の状況	9
IV 広報・啓発	
1 子どもへの広報	10
2 大人への広報	12
3 その他	15
V 参考資料	
1 富士市子どもの権利条例	16
2 富士市子どもの権利条例施行規則	21
3 子どもの権利救済委員名簿	32

子どもの権利救済委員からのメッセージ



太田 吉則 委員

令和4年（2022年）5月から、富士市子どもの権利救済委員に就任した太田吉則です。しばらく静岡市内で弁護士をしていましたが、家庭の都合で、現在は富士市中央町にある小長谷・石野法律事務所に移籍して、弁護士をしています。

私は、これまでに、静岡県弁護士会の子どもの権利委員会に所属し、子どもの権利に関する相談や、子どもが当事者となった事件に携わってきました。そういう活動の中で、最近感じることは、子ども達のトラブルの多くにSNSが絡んでいるという現状です。

インスタグラムで不特定多数人から悪口を言われたといいじめのケースや、ツイッターやインスタグラムなどで知り合った人と事件を起こしたというケース、盗撮されてネット上に晒されてしまったケースなど、SNSが関わる事件が増加しているという印象です。SNSは日常生活では非常に便利なツールですが、その一方で、いざトラブルとなると、匿名性が高く、閲覧可能な時期が一時的であるなど、周囲の大人に気づいてもらうことが難しく、また、加害者の特定に苦労したり、証明が難しかったりといった特徴があります。

また、最近は、子どもの貧困が進んでおり、住む場所に窮したり、貧困から犯罪等に巻き込まれるケースをよく耳にします。そのような子ども、若者に居場所を提供するため、令和6年（2024年）4月に、富士市内で女の子を対象とした自立援助ホーム（家庭に居場所がない子ども、若者に生活する場を提供し、自立するまで支える施設です）を開所するために、仲間と準備しています。

子どもの人権が尊重され、子どもたちが意見を言いやすい社会を築けるよう、少しでもお役に立ちたいと思います。富士市子どもの権利条例は昨年に施行されたばかりで、敷居を高く感じるかもしれません、困りごと、悩みごとなどがありましたら、まずはお気軽に電話いただければと思います。

畠垣 智恵 委員



令和4年（2022年）5月から、富士市子どもの権利救済委員になりました畠垣智恵です。いつもは、大学で臨床心理学を教えています。臨床心理士（カウンセラー）として病院や学校、保健センターなどでお子さんやご家族のお話を聞きする仕事をしてきました。

日本は、もう長い間、戦争や飢えに苦しむ国ではないかもしれません、私たちの日常生活を見てみると、人ととの争いや暴力、経済的な困難がとても身近に存在します。子どもが家庭・学校・地域活動の中で安心していきいきと過ごすことができ、また、おとなも安心して子どもを社会へ送り出すことができるようになるためには、まだまだ、考え方、解決していくかなければいけないことがあるように思います。

そんな中、富士市では静岡県で初めて『子どもの権利救済委員』ができました。すばらしいことです。これから子どもの権利救済委員の活動をとおして、1つずつ、富士市の「子どもと家族を大切にするかたち」を築いていけたらいいな、と思っています。

まずは、ゆっくりていねいにお話を聞き、どうしたら良いかをいつしょに考えていくことから始めたいと思っています。「子どもの権利を守る」というと、それはどんなことだろう？と少し難しい気がしてしまうかもしれません。子どもにとって、つらいを感じること、いやだなあと思うこと、なんかおかしいぞ、こういうときはどうしたらいいの？と思うことは、ぜひ相談をしてください。

子どもの周りで関わっておられるおとなの方たちから見て、「これは心配だ」「改善が必要だ」と思われるようなことも、ぜひご相談をしていただきたい。そんな気持ちで取り組んでいきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

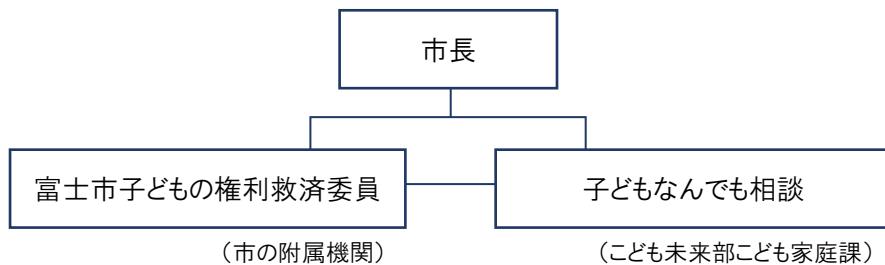
1 富士市子どもの権利条例

全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、富士市は、令和4年4月1日に富士市子どもの権利条例を施行しました。

2 富士市子どもの権利救済委員と相談窓口

いじめや体罰、虐待など、あらゆる子どもの権利の侵害に対して迅速かつ適切に対応し、権利の回復を支援する市の附属機関として、富士市子どもの権利救済委員を令和4年5月10日に設置しました。

子どもの権利に関する相談窓口である「子どもなんでも相談」と連携を図りながら、子どもや保護者等からの相談に応じています。



3 相談体制等

(1) 相談体制

① 富士市子どもの権利救済委員 2名

- 子どもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱します。任期は3年ですが、再任を妨げるものではありません。
- 富士市こども未来部こども未来課で、事務局機能を担い、申立ての受付業務を行います。

② 子どもなんでも相談 8名

- 子どもの権利に関する第一次的な相談窓口を、富士市こども未来部こども家庭課内にある「子どもなんでも相談」とし、相談員を配置しています。

(2) 職務

① 富士市子どもの権利救済委員

- 子どもの権利に関する相談について、解決方法と一緒に考え、必要に応じて助言及び支援をします。
- 子どもの権利に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行います。
- 調査又は調整の結果、必要に応じて是正等の措置を講ずるよう要請や提言をし、子どもに関する制度改善を求め意見表明を行います。
- 重要な事項について、救済委員会議により協議し決定します。

② 子どもなんでも相談

- 相談員は、電話やメールなどにより寄せられる相談に対応し、子どもの話を傾聴し、子ども自身の解決を支援します。また、問題の解決に向けて調査や調整を行います。
- 学校や関係機関などに働きかけて、子どもに関わるトラブルについての事実関係の確認や、関係者と話し合いの場を設けるなどの調査や調整活動を行います。
- 救済委員の職務を補佐します。

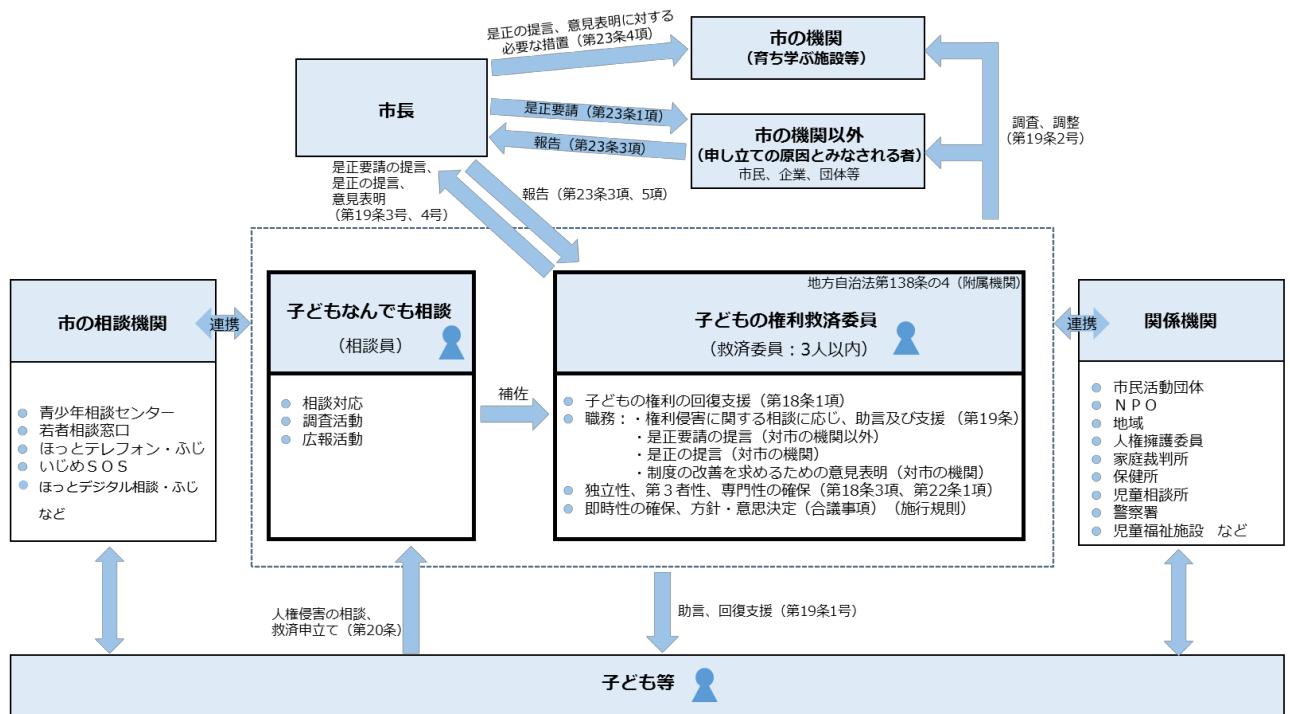
(3) 相談・申し立てできること及びできる方

- 子ども（市内に居住し、通学し、通所する方や市内で活動する18歳未満の方）の権利に関することについて、何でも相談できます。
- 子ども自身はもちろん、家族や友人など、誰でも相談することができます。

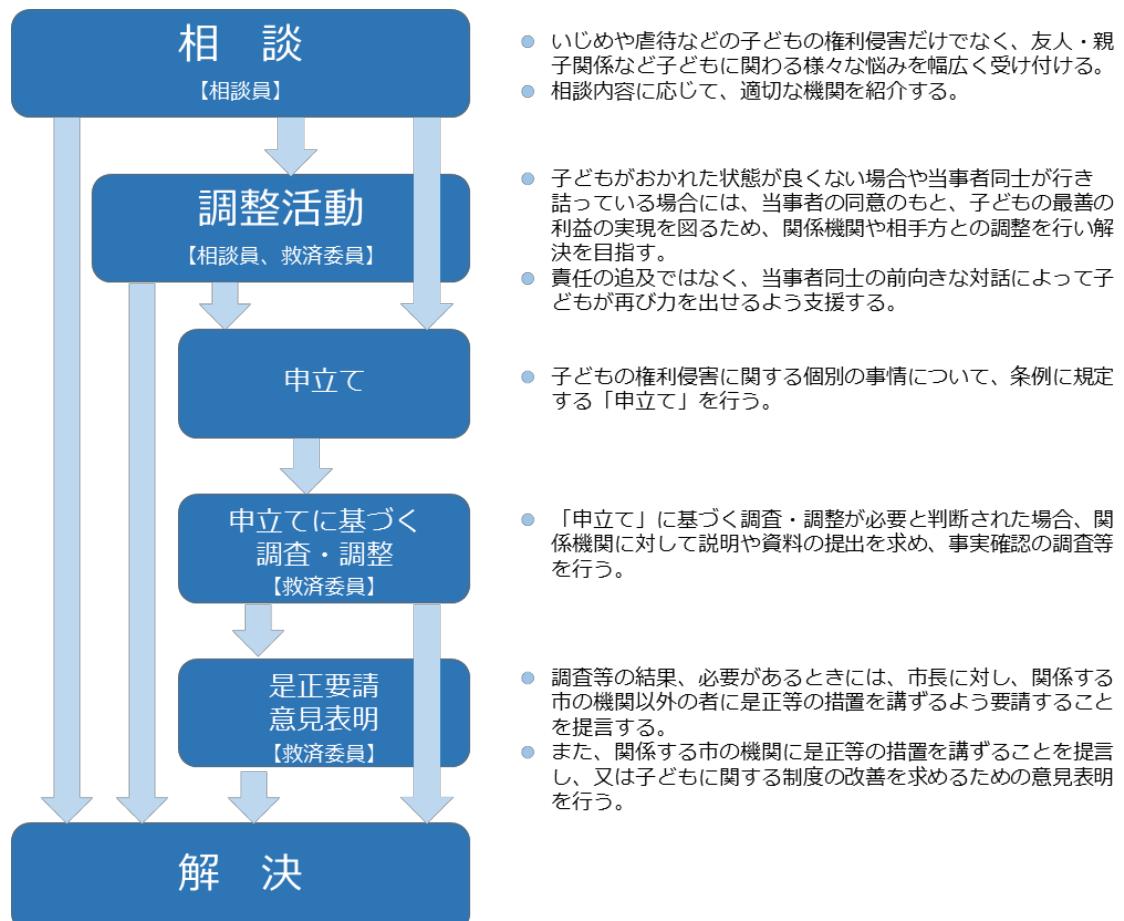
(4) 相談方法

- 「子どもなんでも相談」への来所、電話、メール等で受け付けています。
- 申し立てをする場合は、原則、書面で行います。

(5) 相談のイメージ



4 相談・救済の流れ



1 相談の状況

(1) 相談件数及び対応回数

① 相談件数

- 7件（新規7件、継続0件）

※相談者の実人数と同数となります。「新規」は当年度に受け付けた相談、「継続」は前年度から継続している相談です。

② 対応回数

- 9回

※相談対応や、相談者や関係機関等に対して行った活動の延べ回数です。

(2) 相談内容別の相談件数及び相談対象者の内訳

相談内容	相談件数			相談対象者の内訳(新規)								(件)
	新規	継続	計	未就学	小学生	中学生	高校生	その他学生	有職	無職	不明	
交友関係	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
家族・家庭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校の対応	2	0	2	0	0	1	0	0	0	0	1	2
地域の対応	2	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	2
その他機関の対応	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
心身・性の悩み	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
性格・行動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学習・進路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	0	7	0	3	2	1	0	0	0	1	7

※相談内容は、初回相談時の分類です。

(3) 相談方法別の相談者の内訳

(件)

相談方法	子ども					大人					総計
	本人	きょうだい	友人	その他	計	父	母	祖父母	関係機関	その他	
電話	3	0	0	0	3	0	1	1	0	0	2 5
来所	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1 1
メール	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1 1
手紙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
FAX	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0
計	3	0	0	0	3	0	3	1	0	0	4 7

※相談方法は、初回相談時の分類です。

(4) 相談事例

※プライバシーに配慮し、内容は加工して掲載しています。

事例 N.O.	①相談者 ②相談対象者 ③相談方法	概要	
1	スポーツクラブの監督の指導について		
	①大人	相談	子どもが通うスポーツクラブの監督の指導が厳しい。子どもたちに罵声を浴びせたり、気に入らない子どもは試合に出さないことがある。クラブに通う子どもたちは、監督のことを怖がっている。
	②小学生 ③電話	経過	誰に相談していいか分からず、子どもなんでも相談に電話をかけたとのこと。傾聴し、まずは、スポーツクラブに楽しく通えているか、監督の指導をどう思っているかなど、子ども自身の気持ちを確かめてみることを勧めた。その上で、何かあればまた相談してほしいと伝えた。
2	友人関係の悩み		
	①本人 ②小学生 ③電話	相談 経過	いつも一緒に登校していた近所の友だちが、クラスが別々になってから、一緒に登校してくれなくなった。「一緒に行きたい」と言ったが、「行きたくない」、「やめて」と言われてしまった。どうすればいいか分からなくて、子どもなんでも相談に電話した。 子どもの気持ちに寄り添って傾聴し、解決方法を一緒に考えた。もう一度友だちに「一緒に行きたい」と伝えてみることにした。電話をする前より気持ちが楽になったと言っていた。またいつでも相談してほしいと伝えた。
3	学校での更衣		
	①本人 ②高校生 ③電話	相談 経過	体育の授業の前に、更衣室で着替えていたところ、教師が呼びに来て、更衣室のドアを開けた。更衣室にいたのは自分一人で、ズボンを脱いでいる最中だった。教師はドアを閉めたが、嫌な気持ちになった。 打ち明けられる人がいないため、子どもなんでも相談に電話したこと。気持ちに寄り添って傾聴した。子どもなんでも相談に何かしてほしいことがあるか尋ねると、話を聞いてもらえただけでいいとのことであった。聞いてほしいことや相談したいことがあれば、いつでも電話してほしいと伝えた。

2 活動の状況

(1) 申し立て・自己発意の状況

① 申し立て

令和4年度の救済申し立てはありませんでした。

② 自己発意

令和4年度の自己発意案件はありませんでした。

(2) 救済委員会議の開催

開催日	会議内容
令和4年5月9日(月)	<p>【会議内容】 (1) 子どもの権利について (2) 富士市の子どもに関する相談状況について (3) 相談から解決までの流れの確認</p> <p>【出席者】 太田委員、畠垣委員</p>
令和4年6月6日(月)	<p>【会議内容】 (1) 救済活動内容の確認 (2) 野村武司氏(東京経済大学教授)との意見交換</p> <p>【出席者】 太田委員、相談員、事務局職員</p>
令和4年7月19日(火)	<p>【会議内容】 (1) 事例検討(グループワークによるワークショップ) (2) 野村武司氏(東京経済大学教授)との意見交換</p> <p>【出席者】 太田委員、畠垣委員、相談員、事務局職員</p>
令和5年3月17日(金)	<p>【会議内容】 (1) 2つの事例検討(グループワークによるワークショップ) (2) 野村武司氏(東京経済大学教授)との意見交換</p> <p>【出席者】 太田委員、畠垣委員、相談員、事務局職員</p>

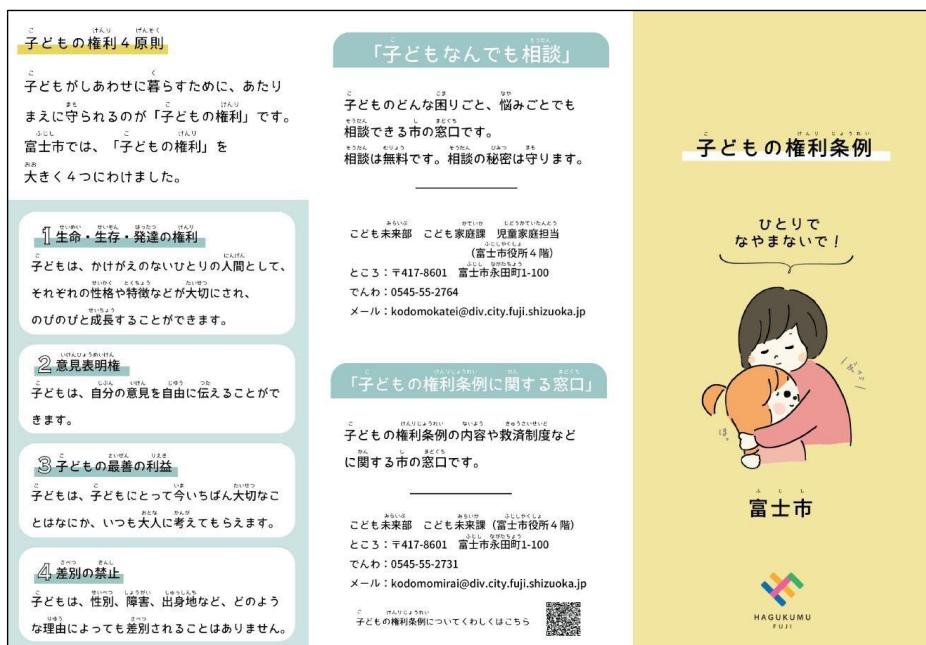


1 子どもへの広報

(1) リーフレットの作成

子どもの権利及び相談機関に関するリーフレットを作成しました。

全ての4年生以上の小学生と中学生に、令和5年度に配付します。



(2) 下敷きの作成・配布

子どもの権利に関する相談（あらゆる悩み相談）機関を案内する下敷きを作成し、全ての小学生に配付しました。



(3) 子どもの権利クイズ

「富士市子どもの権利の日（11月20日）」のキャンペーンの一環として、市内4館の児童館において「子どもの権利クイズ」を実施しました。

クイズにこたえて、プレゼントをゲットしよう！
(プレゼントは、ひとりづつまで)
かいたら、じどうかんのせんせいに渡してね！

なまえ _____

こどもの権利クイズ 全8問

1もんめ せいいかいだとおもったら「○」、まちがっているとおもったら「×」をかいてね

2もんめ 子どもの権利条例では、「子ども」とは10歳くらいまでをいう？

3もんめ 子どもには、じぶんの考え方や意見をきいてもらえる権利がある？

4もんめ 子どもの権利は、じぶんだけでなく、みんなおなじようにある？

5もんめ 子どもは、裏の子だから、家の子だからと、いわれてもよい？

6もんめ 学校の先生などの大人は、子どもをいじめからまもるやくわりがある？

7もんめ 子どもは、大人からなぐられたり、まずつくことをいわれたりしても、がまんしなければならない？

8もんめ 子どもがやんだときに、なんでも禮儀できるところが専門所にある？



(4) 小学校出前講座の開催

担当職員が小学校を訪問し、日本ユニセフ協会の「子どもの権利条約カードブック」を使用してワークショップ形式の出前講座を開催しました。

令和4年11月7日（月）：富士市立吉永第一小学校



公益財団法人 日本ユニセフ協会ウェブサイトより

2 大人への広報

(1) 市幹部職員勉強会の開催

市長をはじめとした市幹部職員への勉強会を開催しました。

開催日：令和4年8月26日（金）

講 師：野村武司氏（弁護士、東京経済大学現代法学部教授）

テーマ：子どもの権利保障の推進のポイント・課題について

(2) 出前講座の開催

子どもの権利の基本認識を深める勉強会を、担当職員が施設等に赴き複数回開催しました。

開催日	会議内容
令和4年5月9日（月）	松野地区民生委員・児童委員への子どもの権利条例制定の案内 対象者：民生委員・児童委員 場 所：松野まちづくりセンター

開催日	会議内容
令和4年5月23日(月)	<p>民生委員・児童委員協議会理事会への子どもの権利条例制定の案内 対象者：民生委員・児童委員理事 場 所：消防庁舎3階研修室</p>
令和4年9月12日(月)	<p>富士市子どもの権利条例に関する勉強会 テーマ：「子どもの権利についてともに考える」 対象者：富士市立中学校部活動外部講師 場 所：教育プラザ</p>
令和4年10月25日(火)	<p>富士市子どもの権利条例に関する勉強会 テーマ：「子どもの権利についてともに考える」 対象者：富士市立児童館、子育て支援センター、 ファミリーサポートセンター職員 場 所：消防庁舎3階</p>
令和4年10月26日(水)	<p>富士市子どもの権利条例に関する勉強会 テーマ：「子どもの権利についてともに考える」 対象者：富士市立吉原第三中学校教職員 場 所：富士市立吉原第三中学校</p> 
令和4年12月9日(金)	<p>富士市子どもの権利条例に関する勉強会 テーマ：「子どもの権利についてともに考える」 対象者：富士市立富士第一小学校教職員 場 所：富士市立富士第一小学校</p>
令和4年12月26日(月)	<p>富士市子どもの権利条例に関する勉強会 テーマ：「子どもの権利についてともに考える」 対象者：富士市立東中学校教職員 場 所：富士市立東中学校</p>

開催日	会議内容
令和5年1月12日(木)	富士市子どもの権利条例に関する勉強会 テーマ：「子どもの権利についてともに考える」 対象者：富士市立中学校生徒指導研究部会 場 所：富士市教育会館
令和5年1月27日(金)	富士市子どもの権利条例に関する勉強会 テーマ：「子どもの権利についてともに考える」 対象者：放課後児童クラブ運営者 場 所：一般社団法人コドモノプラス本部
令和5年1月31日(火)	富士市子どもの権利条例に関する勉強会 テーマ：「子どもの権利についてともに考える」 対象者：放課後児童クラブ支援員、放課後等デイサービス職員、 子どもの居場所従事者等 場 所：岩松北まちづくりセンター
令和5年3月14日(火)	富士市子どもの権利条例に関する勉強会 テーマ：「子どもの権利についてともに考える」 対象者：放課後児童クラブ支援員 場 所：教育プラザ

(3) 子どもの権利シンポジウムの開催

日時：令和4年11月18日（金）

場所：ロゼシアター小ホール

参加者：130名

内容：第Ⅰ部 取組紹介

- ・子どもの権利条例の推進の取組（こども未来課）
- ・「子どもなんでも相談」の状況（こども家庭課）



第Ⅱ部 基調講演

講 師：野村武司氏（弁護士、東京経済大学現代法学部教授）

テーマ：「子どもの権利を考える～子どもにやさしいまちづくりの推進～」

3 その他

(1) 広報誌による周知・啓発

広報ふじ：令和4年5月5日号



(2) 横断幕による周知・啓発



1 富士市子どもの権利条例

○富士市子どもの権利条例

令和4年4月1日
条例第17号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 子どもにとって大切な権利（第3条・第4条）
- 第3章 子どもの権利の保障（第5条—第8条）
- 第4章 虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止（第9条—第11条）
- 第5章 子どもの居場所づくり（第12条）
- 第6章 子どもの権利の普及（第13条—第15条）
- 第7章 子どもの意見表明及び参加（第16条・第17条）
- 第8章 子どもの権利の侵害からの救済（第18条—第24条）
- 第9章 施策の推進（第25条）
- 第10章 雜則（第26条）

附則

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、富士山のように高く、広く羽ばたく可能性に満ちた未来への希望です。

子どもは、生まれたときから、一人ひとりが幸せに生きていく権利を持っています。人種、性別又は障害の有無などによって差別されることなく、学校に行けない、又は行かないことによって取り残されることなく、貧困、病気その他のどのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに育ち、生きることが保障されます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として尊重され、あらゆる差別、虐待や体罰、いじめから守られ、大人の愛情と理解のもと、失敗や成功を繰り返し、明日に向かって健やかに育つことができます。子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、また、様々な活動の場に参加することができます。

子どもは、自分の意見が尊重され、周りの人からの愛情や信頼を実感することによって、自信を持ち、自分自身を大切にする気持ちが育まれます。そして、様々な経験を通して、自分と同じように他の人を思いやることや、社会の一員としての役割を自然と身に付けていきます。

大人は、子どもの力を信じるだけでなく、子どもと誠実に向き合い、言葉や表情から、子どもの思い、考え、意見を十分に受け止めます。

大人は、常に子どものこうした心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今最も良いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えます。

子どもと大人は、共に社会をつくり、幸せを分かち合うパートナーです。それぞれの役割のもと、協力し合いながら成長することが必要です。

富士市に生きる私たちは、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、力を合わせて、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にする子どもにやさしいまちをつくることを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳未満の者で、市内に居住し、通学し、通所するものその他市内で活動

するものをいい、これらの者と同等にこの条例が適用されることが適當であると市長が認める者を含みます。

(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、子どもを現に監護するものをおいいます。

(3) 育ち学ぶ施設 次に掲げる施設をいいます。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、専修学校又は各種学校

ウ ア及びイに掲げるもののほか、子どもが育ち、及び学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設

(4) 市民等 次に掲げるものをいいます。

ア 市内に居住し、通勤し、又は通学する者

イ 市内に事務所を有する法人その他の団体

(5) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員をいいます。

第2章 子どもにとって大切な権利

（子どもにとって大切な権利）

第3条 子どもが健やかに成長し、及び発達していくために、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、次に掲げる権利が特に大切なものとして保障されなければなりません。

(1) 子どもがかけがえのない存在として、その命が大切にされ、年齢及び発達にふさわしい環境の下、一人ひとりの個性が尊重され、安心して成長し、及び発達することができること。

(2) 子どもが自分の思い、考え又は意見（以下「意見等」といいます。）を自由に表明することができ、それらが子どもの年齢、成長及び発達に応じて受け止められ、尊重されること。

(3) 子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が第一に考慮されること。

(4) 子どもが人種、性別、障害その他の子ども又はその家庭の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないこと。

（他者の権利の尊重）

第4条 子どもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとします。

第3章 子どもの権利の保障

（家庭における権利の保障）

第5条 保護者は、子どもの成長及び発達について第一に責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければなりません。

2 保護者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にするよう努めるものとします。

4 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護するとともに、子どもがそれを自ら避けることができるよう、必要な情報を伝えるよう努めるものとします。

5 保護者は、子どもの養育に当たり、市その他関係機関に必要な支援を求めるることができます。

（育ち学ぶ施設における権利の保障）

第6条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

3 施設関係者は、育ち学ぶ施設に属し、又は育ち学ぶ施設にいる子どもの教育及び養育に当たり、市その他関係機関に支援を求めるすることができます。

（地域における権利の保障）

第7条 市民等は、地域が子どもにとって様々な経験を通して豊かに成長し、及び発達するために大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

2 市民等は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めるものとします。

3 市民等は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

4 市民等は、子どもの権利の保障に関する活動を行うことをいつでも市に提案することができます。

5 市民等は、子どもに関わることについて市その他関係機関に必要な支援を求めるることができます。

(市による権利の保障)

第8条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者及び市民等と協働して、子どもに関わる施策を推進しなければなりません。

2 市は、保護者、施設関係者及び市民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

第4章 虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止

(虐待及び体罰の防止等)

第9条 保護者、施設関係者及び市民等は、虐待及び体罰だけでなく、子どもの品位を傷つけるような言動を行ってはいけません。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対する虐待及び体罰の防止並びにそれらの早期発見に努めなければなりません。

3 市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、虐待及び体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

4 市は、虐待を防止するため、保護者がその子どもの養育が困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めなければなりません。

(いじめの防止等)

第10条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対するいじめの防止及び早期発見に努めなければなりません。

2 市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、いじめを受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。

(子どもの貧困の防止)

第11条 市は、保護者、施設関係者及び市民等と連携して、子どもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、子どもの貧困問題に取り組むよう努めなければなりません。

第5章 子どもの居場所づくり

第12条 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもがありのままの自分でいることができ、安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもの居場所づくりに当たり、子どもが参加し、又は子どもの意見等を聴く機会を設けるとともに、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

第6章 子どもの権利の普及

(子どもの権利の普及)

第13条 市は、子どもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及に努めるものとします。

(富士市子どもの権利の日)

第14条 市は、富士市子どもの権利の日を設け、その周知を図るとともに、必要な取組を行いうるものとします。

2 前項の富士市子どもの権利の日は、11月20日とします。

(子どもの権利の学習等への支援)

第15条 市は、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障し、互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2 市は、保護者、施設関係者及び市民等が子どもの権利について学び、共通の認識を持てるよう、必要な支援に努めるものとします。

第7章 子どもの意見表明及び参加

(子どもの意見表明及び参加)

第16条 市、施設関係者及び市民等は、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるとともに、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが主体的に活動できるよう支援に努めるものとします。

(子どもの視点に立った情報発信)

第17条 市は、市政への子どもの意見表明及び参加の促進を図るため、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見等を表明することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとします。

第8章 子どもの権利の侵害からの救済

(富士市子どもの権利救済委員の設置)

第18条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として富士市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

- 2 救済委員の定数は、3人以内とします。
- 3 救済委員は、次条に規定する救済委員の職務の遂行について利害関係がなく、子どもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱します。
- 4 救済委員は、任期を3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 5 救済委員は、再任することができます。
- 6 市は、子どもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、相談、調査、調整その他の活動に関する相談員を置きます。

(救済委員の職務)

第19条 救済委員の職務は、次のとおりとします。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うこと。
- (3) 前号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関以外の者には正等の措置を講ずるよう要請すること（以下「是正要請」といいます。）を提言すること。
- (4) 第2号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関には正等の措置を講ずることを提言し、又は関係する市の機関における子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。

(救済の申立て)

第20条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、市長に対し、救済の申立てを行うことができます。

- (1) 市内に居住する子どもに関するもの
- (2) その他の子どもに関するもの（救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限ります。）

(救済委員の役割等)

第21条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、子どもの意見等を聴き、子どもの最善の利益を図るよう努めるものとします。

- 2 救済委員は、子どもの最善の利益を図るために、関係機関等と相互に協力し、及び連携するよう努めるものとします。

(救済委員に対する協力)

第22条 市及び施設関係者は、救済委員の独立性を尊重し、その活動に協力しなければなりません。

- 2 保護者及び市民等は、救済委員の活動に協力するよう努めるものとします。

(是正要請等の尊重)

第23条 市長は、救済委員から第19条第3号の規定による提言があった場合は、関係する市の機関以外の者に対する是正要請をするものとします。

- 2 前項に規定する是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

3 市長は、第1項に規定する是正要請を受けた者に対し、その是正のために講じた措置について、報告を求めるものとします。この場合において、市長は、その内容について救済委員に報告するものとします。

- 4 市長は、救済委員から第19条第4号に規定する提言又は意見表明があった場合は、これらを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

- 5 市長は、前項の措置について、救済委員に報告するものとします。

(活動状況の報告)

第24条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市長は、それらを公表するものとします。

第9章 施策の推進

(推進計画)

第25条 市は、子どもに関する施策を進めるに当たり、推進計画を定めるものとします。

2 市は、子ども、市民等及び富士市子ども・子育て会議条例（平成27年富士市条例第15号）に規定する富士市子ども・子育て会議の意見を聴いて、前項の推進計画を策定し、必要に応じて、その内容を見直すものとします。

3 市長は、第1項の推進計画の実施状況について検証するため、富士市子ども・子育て会議に諮るものとします。

第10章 雜則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行します。

2 富士市子どもの権利条例施行規則

○富士市子どもの権利条例施行規則

令和4年4月1日
規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士市子どもの権利条例（令和4年富士市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（18歳未満の者と等しく子どもの権利を認めることが適当である者）

第3条 条例第2条第1号に規定する条例が適用されることが適当であると市長が認める者は、満18歳に達した日から同日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、次のいずれかに該当するものとする。

（1）市内に住所を有する者で、育ち学ぶ施設に在籍しているもの。

（2）市外に住所を有する者で、市内に存する育ち学ぶ施設に在籍しているもの。

(代表救済委員)

第4条 条例第18条に規定する救済委員のうち1人を代表救済委員とする。

2 代表救済委員は、救済委員の互選により定める。

3 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、あらかじめ代表救済委員が指名する救済委員がその職務を代理する。

(救済委員による協議)

第5条 代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員を会議に招集することができる。

（1）条例第19条第3号に規定する是正要請の提言又は同条第4号に規定する是正等の措置を講ずることの提言若しくは子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明に関すること。

（2）第7条第6号に該当する事項に関すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、救済委員が協議の必要があると認める事項に関すること。

2 代表救済委員は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(救済の申立て)

第6条 条例第20条に規定する救済の申立ては、市長に救済申立書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができる。

2 前項ただし書の場合において、市長は、当該申立ての内容を口頭申立記録書（第2号様式）に記録するものとする。

(調査等)

第7条 救済委員は、救済の申立てがあった場合は、当該申立てについて条例第19条第2号に規定する事実の調査又は調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。ただし、当該申立てが次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）申立ての内容に虚偽がある場合

（2）申立ての内容に具体的な権利の侵害が含まれない場合

（3）申立ての内容が救済委員又は条例第18条第6項に規定する相談員の行為に係るものである場合

（4）申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過している場合

（5）申立日において、権利を侵害された者が子どもでない場合

（6）その他調査等をすることが必要でない又は適当でないと救済委員が認める場合

(調査等の同意)

第8条 市長は、救済委員が調査等をする場合において、当該調査等が権利を侵害された子ども又は保護者からの申立てによるものでないときは、調査等を行うことについて、同意書（第3号様式）により、事前に当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、子どもが置かれている状況等を考慮し、救済委員が同意を得ずに調査等を行う必

要があると認めるときは、この限りでない。

(調査等の通知)

第9条 市長は、救済委員が調査等をするときは、救済の申立てをした者（以下「申立者」という。）及び前条本文の規定による同意をした子ども又はその保護者（以下「同意者」という。）に調査等実施通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 市長は、救済委員が関係する市の機関又は関係する市の機関以外の者に対して資料の提出及び説明その他の必要な協力を求めるときは、その旨を通知するものとする。ただし、関係する市の機関以外の者に対して実地調査をするときは、その同意を得なければならぬ。

3 救済委員は、第7条ただし書の規定により調査等をしない場合は、理由を付してその旨を市長に報告するものとし、市長は、申立者及び同意者に調査等対象外通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(調査等の中止)

第10条 救済委員は、調査等の開始後に、第7条各号のいずれかに該当することとなったときは、調査等を中止することができる。

2 前項の場合において、救済委員は、理由を付してその旨を市長に報告するものとし、市長は、申立者、同意者及び関係する市の機関又は関係する市の機関以外の者に調査等中止通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(是正要請等の提言)

第11条 市長は、条例第19条第3号に規定する是正要請の提言を受けた場合には、関係する市の機関以外の者に是正要請通知書（第7号様式）により通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、その旨を申立者及び同意者に報告するものとする。

3 市長は、条例第19条第4号に規定する是正等を講ずることの提言又は子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を受けた場合には、関係する市の機関に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その旨を申立者及び同意者に報告するものとする。

(調査等結果の通知)

第12条 救済委員は、調査等が終了したときは、その旨を市長に報告するものとし、市長は、申立者、同意者及び関係する市の機関又は関係する市の機関以外の者に調査等結果通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(身分証明書)

第13条 救済委員は、その職務の実施に当たっては、身分証明書（第9号様式）を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第15条 救済委員の庶務は、こども未来部こども未来課において処理する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

救済申立書

年 月 日

(宛先) 富士市長

申立者	住 氏 所 名 番 号
	電 話 号

富士市子どもの権利条例第20条の規定に基づき、次のとおり子どもの権利の侵害に係る救済を申し立てます。

権利の侵害を受けた と思われる子ども	氏 名			
	住 所			
	年 齢		申立者との関 係	
申立ての原因となっ た事実の概要及びそ の事実のあった年月 日				
他の機関への相談等 の 有 無	無 • 有	(有の場合、相談機関の名称及び相談状況)		
備 考				

第2号様式（第6条関係）

口頭申立記録書

年 月 日

富士市子どもの権利条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、次のとおり子どもの権利の侵害に係る救済の申立てを口頭で受け付けました。

申立てを受けた日	年 月 日		
申立てを受け付けた者			
申立者	氏名		
	住所		
	電話番号		
権利の侵害を受けた と思われる子ども	氏名		
	住所		
	年齢		申立者との関係
申立ての原因となつた 事実の概要及びその事 実のあつた日			
他の機関への相談等 の有 無	無・有	(有の場合、相談機関の名称及び相談状況)	
備考			

第3号様式（第8条関係）

同 意 書

年 月 日

(宛先) 富士市長

同 意 者 住 氏 所 名
（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）
電話番号

私は、富士市子どもの権利条例施行規則第8条の規定に基づき、次の子どもの権利の侵害に係る事実の調査等を行うことについて同意します。

権利の侵害を受けた と思われる子ども	氏 名		
	住 所		
	年 齢		同意者との関 係

第4号様式（第9条関係）

調査等実施通知書

第 年 月 号
日

様

富士市長

印

富士市子どもの権利条例施行規則第7条の規定に基づき、次のとおり子どもの権利の侵害に係る事実の調査等を実施しますので通知します。

記

- 1 子どもの権利の侵害についての概要
- 2 調査等を実施する理由
- 3 調査等の内容
- 4 備考

第5号様式（第9条関係）

調査等対象外通知書

第 年 月 号
日

様

富士市長

印

年 月 日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てについて、富士市子どもの権利条例施行規則第7条ただし書の規定に基づき、事実の調査等を実施しないこととしますので通知します。

記

事実の調査等を実施しない理由

第6号様式（第10条関係）

調査等中止通知書

第 年 月 号
日

様

富士市長

印

年 月 日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てによる事実の調査等について、富士市子どもの権利条例施行規則第10条第1項の規定に基づき、調査等を中止することとしますので通知します。

記

中止の理由

第7号様式（第11条関係）

是正要請通知書

第 年 月 号
日

様

富士市長

印

年 月 日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てによる事実の調査等の結果、富士市子どもの権利条例第23条第1項の規定による是正要請をします。

記

是正要請の内容

第8号様式（第12条関係）

調査等結果通知書

第 年 月 号
日

様

富士市長

印

年 月 日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てによる事実の調査等が終了しましたので、富士市子どもの権利条例施行規則第12条の規定に基づき、結果を通知します。

記

調査等の結果

第9号様式（第13条関係）

（表面）

写 真	身 分 証 明 書		
	氏 名	年 月 日	年 月 日
上記の者は、富士市子どもの権利条例第18条第1項の規定に基づく富士市子どもの権利救済委員であることを証明する。			
交 付 年 月 日	有効期限 年 月 日	富士市長	印

↑
60ミリ
メートル

←———— 90ミリメートル —————→

（裏面）

富士市子どもの権利条例（抄）
（富士市子どもの権利救済委員の設置）
第18条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として富士市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。
2から6まで（省略）
（救済委員の職務）
第19条 救済委員の職務は、次のとおりとします。
(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うこと。
(1) 及び(4)（省略）

3 富士市子どもの権利救済委員名簿

委員の任期：令和4年5月10日から令和7年5月9日

職名	氏名	役職等
富士市子どもの権利 救済委員	太田 吉則	静岡県弁護士会 弁護士
	畠垣 智恵	静岡大学 教授 臨床心理士

◆子どもなんでも相談

子どものどんな困りごと、悩みごとでも相談できる市の窓口です。

富士市こども未来部 こども家庭課 児童家庭担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地 富士市役所4階

電話 0545-55-2764（直通）

メールアドレス kodomokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp

◆市ウェブサイトの子どもの権利に関するページ

子どもの権利の救済について
(子どもなんでも相談)



子どもの権利救済委員



子どもの権利条例



令和4年度富士市子どもの権利救済委員活動報告書

令和5年9月

発行 富士市子どもの権利救済委員

編集 富士市子どもの権利救済委員

富士市こども未来部こども未来課

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

電話 0545-55-2731（直通）